

■ 所管事務調査報告 ■

産業建設常任委員会

令和2年11月25日

調査事項	山陽小野田市地方卸売市場について
調査日時	～令和2年11月17日
調査によって明らかになった事項	<p>○11月17日の委員会で「市場の方向性」について報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市場関係者説明会を7/28、8/18、11/10の3回実施した。 ・ 市場運営協議会を8/11、11/11の2回実施した。 ・ 8月末にYフーズ（株）とフレッシュの2社から民間市場活動を行う考えがあるとの申し出があった。 ・ 市がこの2社に個別に聞き取りをした後、2社で協議をして10月28日に開設者・卸売業者はYフーズ（株）、仲卸業者はフレッシュとすることで合意したとの報告書が市に提出された。 ・ 今後、市は地方卸売市場条例を廃止する。 ・ 一方、開設予定者は取引関係者に業務規定（案）を周知した後、県に対する認定申請手続きに入り、県の認定を受けた後、卸売業者・仲卸業者・売買参加者・付属営業人に営業の許可または承認をする。 ・ 令和3年4月に新たな民間市場活動が開始される。 <p>〔主な質疑〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「市場関係者説明会では紛糾する場面があったと聞いたが、どうであったのか」との質問に「様々な問題点が挙がり、関係者からの質問にお答えはしたものの、納得されるに至らなかったため、今後も話し合いの場を考えていく」との答弁。 ・ 「開設者と卸売業者が同じ会社で強大な権力を持つことへの不安があるようだがどうか」との質問に「全国的にも開設者と卸売業者が同じである例が多くある。市場法に定める共通ルール6項目と県の指導の下に作成する業務規程を遵守することや、県の認定を受けることで、公平・公正性が担保されると思う」との答弁。 ・ 「開設予定者である会社や社長のことで分からない部分が多いことへの不安を払拭できるのか」との質問に「会社の概要

	<p>を含めて説明していかれると思うし、今後、運営ビジョンも示されると聞いている」との答弁。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「民間による市場運営になると山陽小野田市も市議会も運営については関知しないということか」との質問に「その通りである」との答弁。
<p>今後の委員会の対応又は結論</p>	<p>小野田中央青果（株）が破産手続を始めた後も随時、委員会を開催して、様々な調査や審査を行ってきた。今後も市場がスムーズに民間に移行するようチェック機能を果たしていきたい。</p>